

「平成28年度 公益法人の会計に関する諸課題の検討の整理について」、概要を紹介します。(関連記事 2 ページ)

公益法人の役員等の資格等に関するルールについて、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の規定を紹介します。(関連記事 3 ページ)



公益法人の活動紹介
公益財団法人アフィニス文化財団

※詳しくはP.4をご覧ください。



目次

- P.2 「平成28年度 公益法人の会計に関する諸課題の検討の整理について」の公表
- P.3 役員等の資格等に関するルールについて ~ 一般法人法の規定にもご注意ください ~
- P.4 公益法人の活動紹介
公益財団法人アフィニス文化財団
- P.5 平成29年度「公益認定申請及び公益法人の運営に関する相談会」の実施状況
- P.6 申請サポートに関する情報・その他お知らせ (公益認定申請サポート・法人運営相談会の開催等の日程について)



※次号は9月発行予定です。

ホームページで **公益法人の検索** ができます
寄附先等の検索に御利用ください

「公益法人information」

- ①公益法人とは
- ↓
- ②公益法人等の検索
- ↓
- ③事業の概要に
検索したい項目を入力

6月末現在の法人数等

		公益法人数		一般法人数 (注)
		税額控除法人数	人数	
内閣府	社 団	799	119	742
	財 団	1,629	319	887
都道府県	社 団	3,354	108	4,416
	財 団	3,703	431	3,018
合 計		9,485	977	9,063

(注) 公益目的支出計画実施法人

(平成29年6月30日現在)

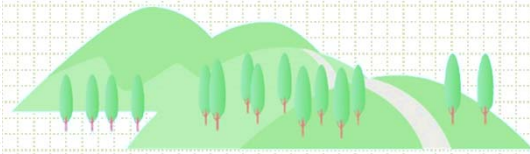
「平成28年度 公益法人の会計に関する諸課題の検討の整理について」の公表

平成28年度において、公益法人の会計に関する研究会（以下「研究会」という）は、5回にわたり諸課題の審議を行いました。その結果を平成29年6月9日の公益認定等委員会で報告し、了承を得て公益法人informationに公表しました。その概要は以下のとおりです。

※詳細は以下からご覧いただけます（公益法人informationトップページ→内閣府からのお知らせ→平成29年6月15日「平成28年度公益法人の会計に関する諸課題の検討の整理について」の公表

1. 公益目的取得財産残額の算定方法（別表H）の検討

[現状] 定期提出書類の別表Hについて、作成の仕方や財務諸表との関係が分かりづらいとの意見が多い。



- 公益目的取得財産残額＝前年度の公益目的取得財産残額＋公益目的事業会計の当年度の正味財産増減額（一般＋指定）±α
α：①時価評価損益、②他の公益法人与合併した場合の一定の調整額、③認定前に取得した不可欠特定財産の改良に要した額、④公益目的事業会計以外の会計からの他の公益法人への寄附額・・・など。
であり、①以外が生じるのは限定的。
上記算式によって、より簡便に算定すること、計算上の誤りを減らすことが可能。
- **行政庁において、別表Hの代替として使用できる「簡便版」の作成を目指して、具体案の策定の検討が早急に進められることを期待。**

2. 定期提出書類の記載内容の明確化（剰余金の発生理由・解消計画の記載例等）

[現状] 定期提出書類において、剰余金の発生原因や解消計画についてどの程度記載したらよいか分からないとの意見あり。

- 剰余金の発生理由・解消計画の記載の留意事項、具体的な**記載例**を提示。

3. 公益法人会計基準等の一覧性の向上・整合性の確保

[現状] 公益法人会計基準、同注解、同運用指針が別文書。

- 公益法人会計基準、同注解、同運用指針の**統合版**を作成。

[現状] FAQについてその根拠となる会計基準等が明示されていない。FAQと会計基準等の記載に整合性がないところあり。

- FAQについて、根拠となる会計基準等を明示し、記載の整合性を図ることが望ましい。
- FAQのポイント、会計基準等との関係が理解しやすくなるよう、「**FAQ早見表**」を作成。

4. 特定費用準備資金の運用の点検及び遊休財産額算定の際に控除される財産の明確化

①

[現状] 将来の収支変動に備えて積み立てる資金については、要件を充たす限りで特定費用準備資金を用いることができることとされているが、どのような場合であれば認められるのか分かりにくいとの指摘あり。

- どのような条件等が整えば要件に合致するか統一的なメルクマールを設定することは困難。
- 事例の蓄積・提示に努めることとともに②と合わせ検討。

②

[現状] 遊休財産額算定上の控除対象財産への繰入れの考え方が法人により様々。
6号財産（注）等に金融資産の運用益が積み上がる状態も散見。

- 6号財産等に金融資産の運用益が積み上がり、公益目的事業に使われない又はそのおそれがある事例があり、そうした実態は是正されることが望ましい。ただし、これまでは、金融資産の運用益については指定正味財産となる場合もあると整理され、6号財産に繰入れ。
- 各控除対象財産の趣旨や内容を明確化し、法人の理解を醸成することから始めるべき。加えて、今後は、特定費用準備資金をより活用することにより、資金が公益目的事業に使われることを担保することが考えられる。この場合の特定費用準備資金の活用に関し、その条件等がどのようなものであるべきかについては更なる検討が必要。
- 公益目的事業に使われるべき財産を適切に管理し、公益目的事業に着実かつ計画的に充てていくために必要となる法人のガバナンスの在り方についても合わせて考えていく必要。

（注）6号財産：公益認定法施行規則第22条第3項第6号に規定する財産であり、寄附等によって受け入れた財産で交付者の定めた用途に充てるために保有する資金


⇒ ①②合わせて引き続き検討

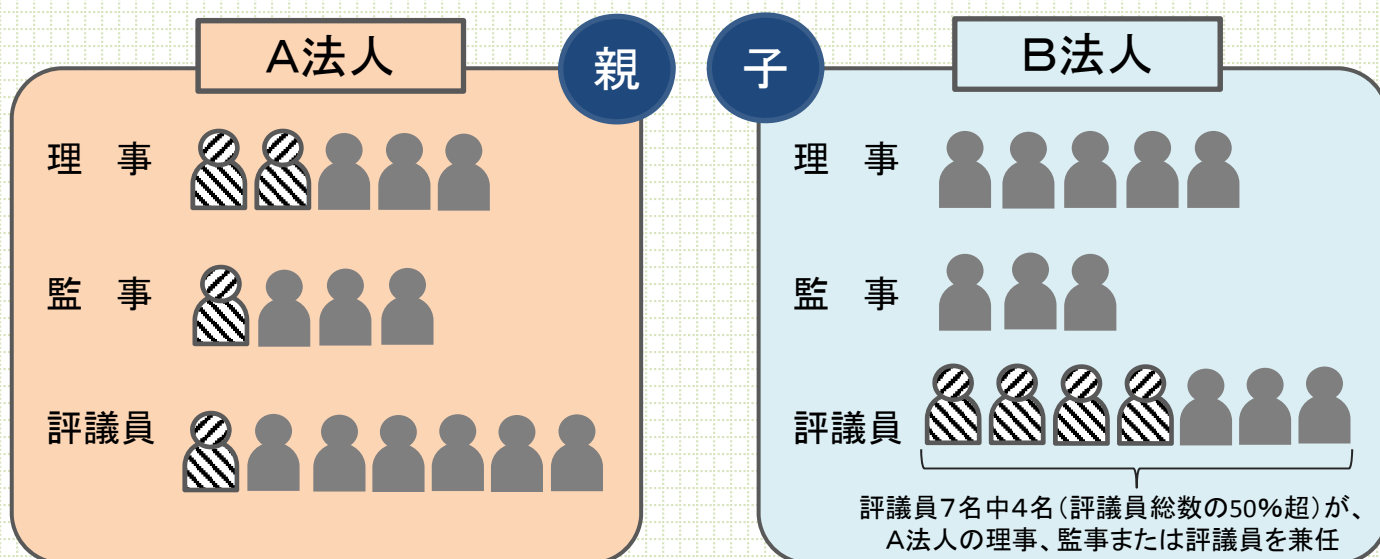
※ 公益法人の会計基準は、変動する社会経済情勢を的確に反映していく必要があります。委員会及び研究会としては、翌年度以降も引き続き、公益法人の会計の諸課題に取り組んでまいりたいと思います。

役員等の資格等に関するルールについて ～ 一般法人法の規定にもご注意を ～

- 公益法人は、既にある一般社団法人又は一般財団法人(以下、「一般法人」と言います。)が公益認定を受けたものですので、公益法人の役員等(ここでは、理事、監事及び評議員を言います。以下同じ。)の資格等については、前提として一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般法人法」)に定める要件を満たす必要があります。
- 以下では、一般法人法上で「親子」関係にある法人の役員兼任禁止規定について紹介します。

●例えば次の場合、A法人とB法人は「親子」(BがAの子法人)となります

A法人の理事、監事、評議員のうち4名がB法人の評議員に就任し(), B法人の評議員総数の50パーセント超の割合を占めている場合(下図参照)



※ 上記は「親子」関係となる場合の一例です。

子法人とは、一般法人がその経営を支配している法人であり(一般法人法第2条第4号)、具体的にどのような法人が子法人に該当するかについては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第3条に定められていますので、ご確認ください。

●上記のような「親子」関係にある場合、以下のような一般法人法上の要件を満たす必要があります

監事は理事の職務の執行を監査する立場にあるため、A法人の監事は、子法人であるB法人の理事または使用人を兼ねることができません(一般法人法第177条、第65条第2項)。

また、**評議員**は理事及び監事の選任・解任を通じて法人の業務を監督する立場にあるため、A法人の評議員は、子法人であるB法人の理事、監事または使用人を兼ねることができません(一般法人法第173条第2項)。

- なお、子法人の理事または監事に既に就任している者や当該法人の使用人が、その(いわゆる)親法人の監事や評議員に就くことによって、**結果的に兼任禁止規定違反**となることもありますので、これらの役員等の選任の際にもご注意ください。

■ こうした点は、意外と盲点になっているかもしれません。「親子」関係にあると思われる法人がある場合は、一般法人法上の兼任禁止規定にもご注意ください。

アフィニス文化財団は、昭和63年3月31日に日本たばこ産業株式会社(JT)の出捐により、「音楽を中心とした芸術文化の振興を図り、我が国の文化の向上発展に寄与する」ことを目的として設立されました。



Photo: K. Miura

我が国における音楽文化の重要な担い手である国内プロオーケストラが更なる成長をしていくことを願い、国内プロオーケストラが主催する優れた公演に対して助成を行うとともに、楽団に所属する楽団員に対しても、アフィニス夏の音楽祭、アフィニス・アンサンブル・セレクション(室内楽公演)、海外研修など、様々な研鑽機会を提供しています。また、芸術文化に関する調査研究なども行っています。

(← 音楽祭における合同オーケストラ演奏会)



財団が取り組む主な事業

(アフィニス夏の音楽祭 2017広島 → 2017年8月19～27日開催)



● 意欲的な音楽活動に対する助成

「アフィニスオーケストラ助成」として、国内のプロオーケストラが主催する意欲的な演奏会を支援しています。特に「アフィニス エンブレム」では、全国の楽団から厳選された秀逸な企画に対し、重点的な助成を行っています。

- ◆ **アフィニス エンブレム**：音楽文化の担い手としてのプロオーケストラが主催する、わが国ならびに各楽団が活動の重点を置いている地域にとって意義がある企画
- ◆ **アフィニス エチケット**：楽団としての成長、発展を目指して企画された意欲的な公演

● 音楽家の研鑽に対する助成

◆ アフィニス夏の音楽祭

当財団が主催するセミナー音楽祭。毎年、国内プロオーケストラから多数の楽団員が参加し、海外の一流オーケストラで活躍する演奏家を迎え、セミナー&コンサートを開催します。第20回までは長野県飯田市、平成21年の第21回からはプロオーケストラが所在する広島・山形で交互に開催しています。オーケストラに親しんでもらうための交流プログラムとして、小学生を対象とする「あいうえオーケストラ」や「あいうえ音楽教室」などにも積極的に取り組んでいます。



Photo: K. Miura

(↑「あいうえ音楽教室」での楽器体験)



(↑ アフィニス・アンサンブル・セレクション 特別演奏会)

◆ アフィニス・アンサンブル・セレクション(AES室内楽公演)

全国各地において開催される、プロオーケストラ楽団員主催の自主公演に対して助成を行い、更にそれらの中から秀逸な演奏団体を選抜して、財団主催によるAES特別演奏会を開催しています。

◆ 海外研修への派遣

国内プロオーケストラから推薦を受けた応募者の中から選考された楽団員に対して、半年または1年間の海外研修派遣を行い、費用の一部を助成します。楽団員が海外で研鑽を積み、帰国後にその成果を所属楽団にフィードバックすることを狙いとしています。

※ 芸術文化に関する調査研究、オーケストラに対する楽器購入助成については、現在休止中

平成29年度「公益認定申請及び公益法人の運営に関する相談会」の実施状況

内閣府では、公益認定申請（一般法人から公益法人へ）や公益目的支出計画の実施、及び公益法人の運営に関し、各法人の実情に応じて、**個別に無料で相談員（内閣府が委嘱する法律・会計の専門家）に御相談いただける相談会**を実施しています。

今年度は6月までに関東ブロックで2回、近畿ブロックで1回開催しました。これまでの相談会において寄せられた相談事例や実際に相談いただいた方の感想の一部を御紹介します。

<相談事例>

- ・公益法人になるための認定を受けたい。どのような書類を作成する必要があるのか？
- ・公益法人となったが税額控除の資格を取得するには？
- ・収支相償を満たすことができていないので今後の対策について相談したい。
- ・公益目的事業の内容について、変更することを考えているがどのような手続が必要になるのか？
- ・公益目的支出計画の変更の可能性があるが、行政庁への申請が必要か。
- ・理事の任期満了に伴う再選任や代表理事の選出手続について確認したい。

<感想例>

- ・具体的な事例を踏まえた説明でイメージがわき、理解度が上がった。
- ・問題点が解決した。予算に限られる中、無料で相談できてありがたい。
- ・法人の立場に立って親切に回答をいただき大変わかりやすかった。
- ・細かい質問にも的確な回答で実務的なアドバイスをいただいた。
- ・本やインターネットでわからなかったことが、説明によって納得できた。
- ・これまで誰にも相談できず困っていたが、丁寧に教えていただき満足した。もっと早く相談すべきだった。



相談会の様子

7月以降も月に1～2回程度、相談会を開催予定ですので、お近くの地域で開催される相談会を是非御活用ください。

開催日程については決定次第、「公益法人information」(<https://www.koeki-info.go.jp/>)、「内閣府公益法人メールマガジン」や「内閣府公益法人Twitter」のほか、本相談会の運営事業を受託している（公財）公益法人協会のHP等で御案内します。

平成29年度「公益認定申請及び公益法人の運営に関する相談会」の御紹介

■ 今後の開催予定

【関東ブロック】

29年7月24日（月）第3回（7月12日申込〆切）
8月23日（水）第4回

※ ～30年2月にかけて月1回程度実施

【上記以外の地域】

29年9月28日 北海道・東北（仙台）
10月頃 九州・沖縄（福岡）
11月頃 中国・四国（広島）
12月頃 東海・北陸（名古屋）
30年2月頃 近畿（大阪）

※ 本相談会と併せて、内閣府職員による、**公益認定申請の基本事項、機関運営、財務基準、業務運営等に関する簡易セミナー**も開催しています。





公益認定申請サポート・法人運営相談について

公益認定の申請や公益法人の運営を支援するため、内閣府では、各種のサポートを無料で提供しています。公益認定を予定されている法人、法人運営（事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等）について相談がある法人の皆様は、サポートを御活用ください。予約方法など詳細は、「公益法人information」を御覧ください。

公益認定申請の内閣府相談窓口

窓口相談 《要事前申込》

1回45分の窓口相談を実施しています。窓口相談の予約は、毎月末から翌月上旬にかけて募集しています。

<https://www.koeki-info.go.jp/application/index.html>

電話 03-5403-9558
FAX 03-5403-0231
メール sodan-juri@cao.go.jp

電話相談

専門相談員による電話相談を実施しています。

電話 03-5403-9669
時間 平日10時～16時45分



公益認定申請及び公益法人・一般法人の運営に関する相談会 《要事前申込》

内閣府が委嘱する相談員（弁護士、公認会計士等）による相談会を全国で開催しています（1法人につき1時間程度）。7月の予定は下のとおりです。

東京都千代田区で開催

日時：7月24日（月）13:10～16:50

場所：アーバンネット大手町ビル6階

申込〆切
7月12日（水）17時

※本相談会と併せて、内閣府職員による、公益認定申請の基本事項、機関運営、財務基準、業務運営に関する簡易セミナーも開催しています。

その他のサポート

業態別説明会への講師派遣 《要事前申込》

業態別の研修会等に当事務局職員を講師派遣し、業態別の個別事情に合わせて説明します。

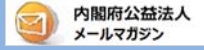
電話 03-5403-9586
FAX 03-5403-0231

※派遣に係る旅費等の必要経費については、主催者において負担をお願いします。
※謝金は不要です。



お知らせ

内閣府では、Facebook、Twitter、メールマガジンを通じた情報発信を行っています。「公益法人information」トップページに掲載されている画像をクリックして御覧ください。



公益法人探訪記

～全国各地の公益法人の活動紹介～

「内閣府公益法人Facebook」で全国各地の公益法人を御紹介し、国民・市民の皆様に広く情報をお届けすることにより、様々な公益活動への理解や支援の輪を広げる活動を行っています。どのような活動分野でも結構ですので、公益法人の皆様は、是非投稿をお願いします。認定行政庁はいずれでも結構です。なお、当該記事上で、行政庁による認定を受けている新規事業の紹介や公募案内を行うこともできます。どうぞ御活用ください。

内閣府からのお知らせ

投稿のご案内「公益法人information」

平成28年10月18日
「公益法人探訪記」の投稿案内
<公益法人の方は是非投稿ください>
ここをクリック

平成28年11月28日 ▶ 平成28年度「ラウンドテーブル」を開催しました
平成28年10月18日 ▶ 「公益法人探訪記」の投稿案内 <公益法人の方は是非投稿ください>

募集

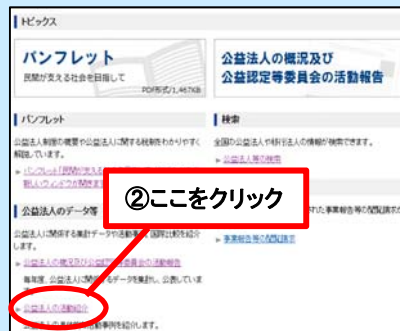
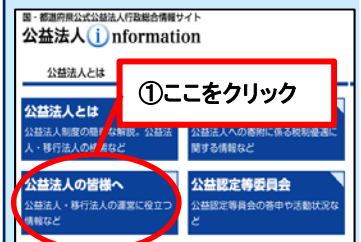
ホームページ及び委員会だよりで活動紹介を希望する法人を募集！

公益認定等委員会の広報誌（月1回発行）及びサイトで、法人の活動紹介を行っています。多くの方に活動を知ってもらう機会になりますので、奮って御応募ください！

現在多数の法人活動を紹介しており、随時更新しています。詳しい応募方法や記事のフォーマット等の情報は、下記を御覧ください。

「公益法人information」

- ①公益法人とは
- ②公益法人の活動紹介
- ③検索したい分野



■本誌についての問い合わせ先

内閣府公益認定等委員会事務局広報係

電話：03-5403-9557

e-mail：koeki-info@cao.go.jp

※本誌の掲載内容を引用される際は、必ず内閣府の出典を明示し、原典を引用いただきますようお願いいたします。